

「長岡市こども計画（案）」に関するパブリックコメントの実施結果～大人からの意見～

資料№2-1

1 概要

(1) 実施期間

令和7年1月27日（月曜日）から2月25日（火曜日）まで

(2) 実施の周知

- ・市ホームページ及び市政だより（2月号）への掲載
- ・アオーレ長岡東棟1階情報ラウンジ、さいわいプラザ6階子ども・子育て課及び各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は地域振興課）への備付け

(3) 意見提出者

8人

(4) 意見件数

40件

2 寄せられたご意見と市の考え方

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
1	全般	<p>計画でも評価でも、人数や件数、割合等を数値化することで、客観視できる部分はあります BUT、数値化は万能ではないですから、数値にできない要素（一般市民や子どもたちの声など）にも目配りすることを忘れないでいただきたいと思います。</p> <p>シビアに言うなら、数値の増減だけでは、その取り組みの効果を評価できないような項目もあります（例：研修の参加人数。参加者の多寡とその効果は連動するか？）。無理矢理、数値による評価をしている感がある部分もあります。</p>	<p>第2部の各取組の目標は、数値で表すことのできる取組は数値で記載しておりますが、ご意見のとおり、数値にできない要素（市民の声など）も大切だと認識しておりますので、例えば、研修会のアンケート結果を次回の研修会に活かすなど、よりより取組となるよう工夫していきます。</p>
2	全般	<p>子育てに関して、実に多くの相談・支援機関や支援策があり、それはそれで良いのかかもしれません BUT、逆に多すぎて混乱したり、相談者にとって最適なものにスムーズにアクセスできるかどうか、手間取るようなところがあるのでは？という感じがしました。</p> <p>対象となる市民への周知方法に留意しないと、必要な情報が届きにくい、あるいは逆に、情報過多になるような気がします。</p>	<p>子育てに関する相談は、複雑化・多様化しており、庁内の関係課・機関での連携・調整を行いながら、どこに相談しても適切な担当機関へつなぐよう令和7年度からネットワークの強化に取り組む予定ですので、躊躇せず、相談しやすい機関に相談してください。</p> <p>子育て支援策の周知については、ご意見のとおり、支援が必要な方に必要な情報が届けられるよう、効果的な情報発信に引き続き取り組んでいきます。</p>

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
3	全般	<p>子どもの権利を守りたいのなら、まず学校への人権指導、周知、遵守を徹底していくべきなのに、取り組み事項が少なすぎて非常に残念です。</p> <p>また、学校が人権意識を高く持ち、遵守することが、民間への周知につながるのではないかとも考えます。</p> <p>大人が子どもに自分の思い通りの行動をさせようとする事、期待に沿った結果を求める事、大人が望む子ども像を勝手に作り上げ、それに当てはまらなければ直そうとする事。これらも権利侵害になると考えます。大人が当たり前にやってしまう事です。大人がまず人権意識を高めることができる施策を、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。</p> <p>子どもがどんな個性であろうと、障害があろうと、そのまんまで生きやすい長岡市にする、という考えのもとに子ども計画が策定されることを望みます</p>	<p>令和7年度より、新たな教育大綱に基づき、学校において人権教育の充実を周知し、実践していきます。また、一人ひとりの個性を尊重し、協働できる社会を創造する人材の育成を、学校教育においても強力に推進していきます。</p> <p>こどもの権利の理解促進に向けた大人向けの取組としては、市ホームページにこどもの権利に関する情報を掲載するほか、子ども・若者の権利条例の制定と計画の策定に合わせて、保育園や学校を通じて各家庭にお知らせすることや、人権に関する講演会などで周知するなど、様々な機会を捉えて実施していきます。</p>
4	p7	<p>◆当事者への意見聴取について</p> <p>「5. こども・若者・子育て当事者の意見聴取」については、調査・アンケートの実施概要は記載されているが、詳細の結果については、一部p23～の「3. こどもの状況」に掲載されているのみである。</p> <p>詳細を付属資料に添付するか、こども・若者・子育て当事者の意見聴取 (https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate02/hearing.html) のページへのリンクを意見募集のページに参考リンクとして付けたほうが良かったのではないか。</p>	<p>意見募集のページに「こども・若者・子育て当事者の意見聴取」のページへのリンクをつけるかどうかは、次回の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、こども計画を市ホームページに掲載する際は、ご意見のとおり、「こども・若者・子育て当事者の意見聴取」のページのリンクをつけることにします。</p>
5	P22	<p>◆子どもの状況について</p> <p>令和5年度の全国の小・中学校における不登校児童生徒数が約34万6千人と全国的に増加傾向であることは報道されている。</p> <p>本計画案にも不登校の子どもの支援策は盛り込まれているが、長岡市の実態がどうなのかは数値的な資料の記載がない。掲載して欲しかった。</p>	ご意見のとおり反映します。
6	P22	生活習慣の調査の子供の定義が不明	P9に記載のとおり、18歳未満のこどもがいる世帯を調査対象としているため、18歳未満の子どもの調査結果になります。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
7	P22	<p>「ファーストフード店」が正しい。「ファーストフード店」で調査を行ったならここでは仕方ないが、次回以降は文言を修正してほしい。</p> <p>居場所の分析があまり深まっていない。自宅の割合は確かに増加しているが、もとの数値が大きいため誤差の範囲かもしれない。それよりは学校や塾や友人宅・公園の減少、バイトやゲーセンカラオケ・ファミレスの急増の方が顕著なので、分析結果の文言を再考してほしい。また、H30回答の無回答がゼロのため、R5回答も無回答を除いたほうが分析が正確になるのではないか。</p>	<p>fast food店の表記は、次回以降の参考にします。</p> <p>調査実施時期について、平成30年度は11月下旬～12月上旬でしたが、令和5年度は国が12月に策定した「こども大綱」を踏まえた調査内容にするに当たり、1月中旬～下旬の調査となり、実施時期が異なってしまったため、学校や学習塾の割合が下がったものと考えています。</p> <p>平成30年度回答の無回答者が0の理由は、無回答を除いたためではなく、無回答者がいなかったためです。</p>
8	p24	いずれの図表もできれば男女別のデータがほしい。特に将来作りたい家庭像のグラフ。	ご意見のとおり反映します。
9	p29 (3)	「令和4年…」がなぜか明朝体。ほか図表キャプションが教科書体になっている箇所があり、全体的に要再確認？	ご意見のとおり反映します。
10	P30	<p>◆記述の誤りと思われる箇所について</p> <p>p30 図表 36 年代別自殺者数の推移</p> <p>19歳未満とあるが、厚生労働省の資料では20歳未満となっているため、「20歳未満」もしくは「19歳以下」が正しい表記となるのではないか。</p>	ご意見のとおり反映します。
11	p37-38	児童扶養手当は率の推移も見たい。就学援助も同じ。凡例が見にくい箇所がある。(他の図表も要点検?)	ご意見のとおり反映します。
12	P38	<p>図表50 世帯類型別生活保護世帯数</p> <p>母子世帯数の欄があって父子世帯数の欄がないので、父子世帯の該当数（実態）がわかりません。「その他の世帯」に父子世帯を含めているのかどうかも、わかりません。もし、父子世帯がゼロであっても、欄を設けて記載するか、欄を設けないのであれば、欄外に父子世帯での受給数がゼロである旨を記載して下さい。</p>	<p>生活保護の世帯類型は、国の示す基準に基づいて分類しております。父子世帯は、その世帯主の状況により「傷病・障害者」、「その他」世帯等に分類されるため、個別に該当世帯数を抽出しておりません。欄外に「母子世帯の中に父子世帯は含まれません」と追加で記載します。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
13	p39	基本目標1 のあとにスペースがない	ご意見のとおり反映します。
14	p41	2)課題：手を上げてしまう 誤字	ご意見のとおり反映します。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
15	p44	暴力『やそれらの後遺症』から守られ…と加筆してほしい。	こども計画は、こども大綱を勘案して作成するものになりますが、大綱上「暴力などの『後遺症』から守られる。」という記載がないため、現行のままとします。 なお、市としては、引き続き、虐待、いじめ、暴力などから守られる施策に取り組むとともに、長期的な心身の影響等などにより保護が必要なこどもや、養育が困難なこどもの人権を保護するため、関係機関が連携し、支援しています。また、その関係者の中には、医療機関も含まれているため、治療が必要な方が必要な治療を受けられるように、医療機関につなぐなどの支援をしています。
16	p44	居場所については情報提供だけでなく実際に見学するなどの体験も重要だと思う。	こどもの居場所の見学につなげるためにも、その前提となるこどもの居場所の情報提供が必要であることが、「こどもの居場所づくりに関する指針」で示されていますので、現行のままとします。
17	p45	①『愛着の形成など』将来にわたるウェルビーイングの… 追加。他にも想定している場合は加えてください。 ②自分の良さや可能性、『伸びしろ』に気づき ③経済的な不安なく、『また心身ともに健康に、』自らの… ④当事者だけでなく家族『等』も含めて、 ⑤希薄化している（脱字） ⑥地域『や当事者同士』のつながりの再構築	①、④、⑤は、ご意見のとおり反映します。 ②、③、⑥は、現行のままとします。 ②は可能性の中に伸びしろの意味合いも含んでいるため、③は青年期だけでなく、学童期や思春期なども同様に心身ともに健康が大切であるため、⑥地域のつながりの希薄化が顕著のため、現行のままとします。
18	P61-62	取組1-1-1-1 こどもの権利に関する理解促進 子どもが権利の主体であることを共有するため、広く周知する活動はとても大切です。子ども自身が知る事はもちろん、大人がしっかりと身につけなければ子どもの人権は守れないと思います。ですが大人のための講演会が年1回というのは、周知するため十分な回数でしょうか？ 大人世代は自身にも人権が生まれつき備わっているものである事すら知らない方が多いのです。また人権を誤解している方も見受けられます。道徳と人権を混同している方もあります。その事を前提に周知方法や頻度を考えていただきたいと願います。	No.3に記載のとおりです。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
19	P66	<p>◆記述の誤りと思われる個所について</p> <p>p66 取組 1-2-1-5 図書館における読み聞かせ事業等の参加人数 3,600 回 → 3,600人ではないのか。</p> <p>また 表の右上に〔中央図書館〕とあるが、令和6年度の実施見込み数は中央図書館の数値なのか、地域図書館も含む数値なのか。</p>	<p>ご意見のとおり反映します。</p> <p>令和6年度の実施見込み数について、P64の【移動図書館車「米百俵号」によるおはなし会等実施回数】、【移動図書館車「米百俵号」によるおはなし会等参加人数】は中央図書館単体での数値で、それ以外は地域図書館を含む数値になります。</p>
20	P73	<p>取組1-2-2-9 公園等の子育て関連施設の環境改善</p> <p>市長への手紙にも、時々、公共施設のトイレ改修（洋式化など）の要望が寄せられているようですが、予算等の関係か、あるいは総合的な判断で改修順位付けをしているのか、改修をスピーディに進めるという回答ではありません。</p> <p>令和6年度実績がゼロに対して、令和11年度までの5年間で30ヶ所も整備するという計画ですが、実現可能性には疑問を持っています。</p>	<p>ご意見のとおり、トイレ改修については、多くのご要望をいただいています。これまで悠久山公園など大規模な公園を中心にトイレ改修をしてまいりましたが、今後は本計画に基づき、子どもたちの利用が多い身近な公園等の整備を進めてまいります。</p>
21	P82	<p>取組1-3-1-6 学校健康診断情報の電子化</p> <p>表中の「全校（83校）」というのは、市立の小中学校・特別支援学校の合計だと思いますが、この部分だけを見ても、それがわかるように（高校を含むのか含まないのかがわかるように）記載して下さい。</p> <p>他にも、</p> <p>「p.107 取組1-7-4-3 飲酒・喫煙等防止教育の充実」</p> <p>「p.135 取組3-2-6 学校施設開放事業」（「80校」の記載）</p> <p>でも同様。</p> <p>計画の中に、小～高が対象のものと小中が対象のものとが混在しているので、校種を明記しないとわかりづらいです。</p>	<p>ご意見のとおり反映します。</p>
22	P89	<p>取組1-4-1-14 子ども食堂運営費補助金</p> <p>補助金を受けているのは、「交付団体 12団体」の他に、「子ども食堂運営団体 23団体」が受けているように読めますが、それで間違いないですか？</p> <p>もし、2行目の「子ども食堂運営団体数」を、単に団体数を表記するだけ（補助金を必ずしも受けていない運営団体を含む）、ということで表記しているなら、この表の書き方は、わかりづらいです。</p>	<p>「子ども食堂運営団体数」は、補助金交付を受け付けていない運営団体を含む団体数になりますので、ご意見のとおり記載方法を見直します。</p>

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
23	P92～	<p>92ページ以降について、軽度やグレーゾーンの生徒・児童の支援も追加した方が良い。</p> <p>支援級に通うほどではない（ように見える）が普通学級では共生が難しい子がどの学年学級にも複数人いて、トラブルが多発している。真面目に学習したい子供達の妨げになっているし、当事者も過ごしづらいと思う。何より、担任の負担が大きい。</p> <p>軽度の障害があったりグレーゾーンの子は、診断がついている児童や手帳を持つ児童に比べて福祉も支援も足りていないが、一番生きづらい環境に置かれているし、親も追い詰められているように感じる。</p>	どの子も安心して学び分かりやすい授業づくり、環境づくり、人間関係づくりに努めてます。一人ひとりの特性を十分に理解し、指導支援につなげることは、すべての教員の使命です。定期的な校内での支援会議、市教委を含めた支援相談等を着実に進め、インクルーシブ教育の推進に努めています。
24	p99、104	虐待、モラハラ、いじめや被災による、長期的な心身への影響（複雑性を含むPTSD）の治療や周知啓発も盛り込んでほしい	No.15に記載のとおりです。
25	P104	取組1-7-1-1 SOSの出し方・受け止め方に関する教育 表中の「7校」の校種別の学校数を書いていただきたい（小●校、中●校など）。	ご意見のとおり反映します。
26	P105	取組1-7-1-3 いのちを守る教育の充実 「いのちを守る教育」という記述だけでは、かなり抽象的です。不審者対応、火災・地震・津波対応の避難訓練、交通安全教育など、すべて「いのちを守る教育」ですので、もう少し具体的な内容を記述した方がいいと思います。	市内すべての学校では、各校の実態に応じて、火災や地震等自然災害時や不審者・アラート発生時等の対応を学ぶ避難訓練を工夫して行っています。あわせて防犯教育、交通安全教育等にも取り組んでいるため、それらを総合的にとらえて「いのちを守る教育」としています。
27	P132	◆子どもの居場所について 図表 58 本市のこども・若者の居場所について フリースクールが掲載されてないことは、フリースクールを利用している子どもとしては残念でならない。居場所として「フリースクール」も認めて欲しい。	ご意見のとおり反映します。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
28	P132	<p>中学不登校の子を持つ親です。</p> <p>施策3-2 居場所づくり 図表58の子どもの居場所について、市内にいくつかあるはずのフリースクールの記載がありませんでした。市や公的なものでない、NPO法人が運営しているフリースクールだからなのかと思いましたが、図表58には「習いごと」の記載もありました。中学校で開催される不登校の子どもの保護者会にて、「学習塾(習いごとに含めればですが)が、進学したい子どもの居場所・支えになっている」というお話しも、保護者の方から実体験として伺いました。また、子ども・青少年相談センターには、フリースクールのリーフレットが置かれています。職員の方からも、「自分に合った居場所を探す事が大切」とフリースクールを紹介していただいたので、記載の検討を期待します。</p> <p>増加傾向の不登校ですが、コロナ禍で「リモートで仕事ができる」ことと同様に「わざわざ登校しなくても学べる」ことに気がついた子どもたちがいるのでしょう。また、私たち親世代から「学校教育」の在り方、学び方、授業のやり方、生活の仕方…がほとんど変わっていないので、今の子どもたちにとっては学校というものが、異なる価値観であり、欲しい学びの方法ではない…かもしれません。選択的不登校として、メタバース空間・オンラインで学び、リアルなふれ合い体験も選択制になる、そんな機会を提供しているオンライン学校が既にあります。</p>	ご意見のとおり反映します。
29	P132	令和8年度、小千谷市に新しく多様化に対応した学校ができると聞いています。長岡市の中学校では、小学校で実施のあった通級のシステムが無くなり、個人に合わせた学習が受けられず、ハードルが一気に上がってついていけないということに我が家の場合には繋ぎりました。不登校の背景に何が起こっているのか、子どもたちはどんなサポートを望んでいるのか、そこが反映された学びの多様化・選択肢が広がることに今後も期待をしています。	不登校児童生徒の居場所として、学校内では教室以外の居場所、学校外では、フレンドリールームやほっとルームにおいて自分で決めたスケジュールを基にした学習や活動する場を設けて相談や支援を行っています。また、民間施設とも連携し情報共有や出席扱い、成績評価等を進め選択肢は広がっています。
30	p136	フォントが変な箇所がある。	ご意見のとおり反映します。
31	P139	<p>取組3-3-3 性教育の充実及び性や性感染症予防に関する正しい知識の普及</p> <p>実施校数「全校」は、高校も含むのか、わかりません。「小中学校全●校」や「小中高校全●校」のように校種と学校数を明記しないと実態がわかりません。「III.ライフステージ別の施策②（学童期・思春期）」は、おおむね18歳までを想定しているはずですから。</p>	ご意見のとおり反映します。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
32	P143-146	<p>取組 3-5-1 子どもふれあいサポート事業 取組 3-6-1 子どもふれあいサポート事業</p> <p>いじめ、不登校、校則、体罰はいずれも学校で起こる問題ですが、学校への取り組みが希薄なのではないかと思いました。学校は密室になりがちで、権力構造的にも教師の権力が強すぎ、子どもの権利侵害が起きやすい場だと切実に認識していただきたいです。保護者間では教師による不適切指導、いじめの見逃し、いじめ被害者への不適切対応、いじめ加害者の放置といった話を耳にします。相談窓口を紹介しても、その後に不都合が起こるかもしれない事を懸念してなかなか相談できない方もいらっしゃいます。「子どもを学校に人質に取られている」と表現されるかたもいます。権力の偏りが発生している証左だと思います。</p> <p>また、不登校を「家庭の問題」「子どもの問題」とおっしゃる教師もいます。「学校に行くのが嫌」だから不登校になる、という単純な構造を学校側が理解していないのではないかと感じます。</p>	<p>長岡市いじめ防止基本方針のもと、市内すべての学校では「初期対応フロー」に基づき、被害児童生徒とその保護者に寄り添った丁寧な対応、加害児童生徒には適切な指導とその後の成長に向けた取組を行っているところです。また、教師による不適切な指導については、その都度指導し改善を進めているところです。</p> <p>不登校については、未然防止対策として、調査結果を分析し背景や原因をできる限り的確にとらえ、授業イノベーションによる授業改善や心の通う人間関係づくり等に取り組む「魅力ある学校づくり」を推進しているところです。また、保護者と連携し、市教委が策定した「初期対応フロー」に基づき、個に応じた迅速で丁寧な対応や支援を行うよう努めています。</p>
33	P143	<p>取組 3-5-1 子どもふれあいサポート事業</p> <p>いじめに関しては、被害者のケアが最優先されることは当然のことありますが、同時に加害者への指導、更生を促す流れが自動的になされなければならないと思います。おそらく現在行われていない、加害者への処置をこの事業に早急に組み入れていただきたいです。</p>	<p>長岡市いじめ防止基本方針内の「初期対応フロー」では、被害児童生徒と保護者への心情に寄り添うとともに、加害児童生徒等には、その後の心情の変容を促すための指導支援を粘り強く行うことが明記されています。市教委としても事例報告を受けた際に、加害児童生徒への指導やその後の処置等を助言指導しています。</p>
34	P144	<p>◆不登校のこどもへの支援について</p> <p>施策 3-6 不登校のこどもへの支援<具体的な取組> 内容が、施策 3-5 いじめ防止の取組 3-5-1と同じになっているのは、いじめについても、不登校についてもきちんと理解されて無いのではと疑ってしまう。問題が全く違うため、同じ取り組み内容になるのは全く「具体的」でない。</p>	<p>不登校の背景や原因には、いじめや問題行動、家庭的なこと等、複雑で多様な者が多いため、多面的にとらえていく必要があります。個別の支援については、総合的に判断し、具体的に進めているところです。</p>

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
35	P145	<p>取組 3-7-1 校則の公表 取組 3-7-2 校則の見直し</p> <p>校則はおたよりなどではなく、HPなどで広く公開して、権利侵害がないかどうか意見をいただいてはいかがでしょうか。子どもを都合よく管理するための校則があったとしても、内側からだけでは気づかないかもしれません。外部からの意見も取り入れ見直していく必要があると思います</p>	各中学校では、生徒手帳への記載、校内に掲示、生徒・保護者への文書での周知等、各学校で工夫して行っています。生徒指導提要にあるとおり、周知方法としてホームページでの公開を行う学校もあり、生徒はもちろん保護者や地域と共に見直しを進めていくように努めます。
36	P146	<p>取組 3-8-1 体罰や不適切な指導の根絶に向けた周知・取組強化</p> <p>体罰は本当に指導がいきわたっているでしょうか？暴言、恫喝も体罰だとご存じなさそうな教師は見受けられます。</p>	各学校では、非違行為根絶の研修を定期的に行い、暴言も含めた体罰の根絶に向けて取り組んでいます。また、毎年県の実施する体罰調査の際にも、体罰や暴言に当たる言動について具体的に確認し、教職員の意識を高めています。
37	P159	<p>取組5-1-10、5-1-11 こども学習支援事業と、こども学力アップ応援事業補助金</p> <p>長岡市のことも学習支援事業では、貧困の連鎖を防止するために、生活保護・生活困窮世帯のことどもが無料が学習できる居場所を提供し、個別に学習指導を行うとされている。しかし、本計画において示されている実績見込み「延べ人数250人」という数値は現状の生活困窮世帯の児童生徒数を考慮すると非常に少ないと思われる。本来、支援を必要とする児童生徒はもっと多く存在するはずであり、それに対応できるよう、学習支援事業のさらなる拡充がもとめられる。</p> <p>この250人という延べ人数の計画案のまま、現行の形で本事業を今後5年間展開していくことは、支援の規模として極めて不十分であり、非常に残念である。より多くのこどもたちに学ぶ機会を提供するため、支援の拡大や取組の見直し、新たな取組の導入、新たな取組の導入が可能な枠組みの構築など見直しを強く望む。</p>	こども学習支援事業は、国や県の補助事業を活用して行っております。今後の支援内容を福祉と教育部門で一体的に検討する際に、ご要望を参考にさせていただきます。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
38	P159	<p>また、子どもの学力アップ応援事業補助金についても、交付人数が86人とされているが、長岡市の生活困窮世帯の数を考慮すると、この数字は明らかに少なく、取り組みとして消極的であると感じる。さらに、本計画において本事業が「再掲」とされていることから、今後の改善にむけた意欲が見られない点も懸念される。より多くの保護者が利用しやすい仕組みや、情報を受け取りやすい環境を整備するなど、具体的な改善策が必要である。</p> <p>長岡市には以下の点を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども学習支援事業の対象人数を拡大し、より多くの支援を提供できる仕組みづくりや体制を整えること。 2. 子どもの学力アップ応援事業補助金について、交付人数を増やすとともに、より利用しやすい制度設計を行うこと。 3. 支援を必要とする子どもたちはもっと多く存在し、その困難も多様であることを認識し、すべての中高生の学びの機会と可能性を広げる施策を積極的に推進すること。 4. 子ども食堂への補助金のように、子ども学習支援事業にも同様の援助や促進を図り、経済状況に左右されずすべての子どもが等しく学びの機会を得られる制度設計を行うこと。 <p>子どもの未来を支えるために、長岡市により一層の取り組みを期待する。</p>	<p>ご意見のとおり、子どもの学力アップ応援事業補助金の交付人数は、生活困窮世帯数と比べ、少ないと認識しておりますので、市のホームページで情報発信をするほか、市内全中学校の3年生全員に学校経由でチラシを配付しています。引き続き、効果的な情報発信になるよう工夫していきます。</p> <p>再掲については、本計画上で、取組1-4-1-10で掲載しているため、取組5-1-11は再掲としております。</p> <p>要望事項については、今後のことごとく施策を検討する際の参考にします。</p>
39	—	子育てをしている家庭に、見附市の「子育て応援カード」のようなサービスを行ってほしい。	<p>見附市子育て応援カードは、協賛店で子育て応援カードを提示することにより、100%企業負担でサービスする取組と認識しております。</p> <p>長岡市での導入については、今後のことごとく施策を検討する際の参考にします。</p>
40	—	地域の資源として寺泊水族館を改修(より魅力的な施設)して欲しい。	現在、寺泊水族博物館では老朽化に伴う改修を実施しています。ご要望のより魅力的な施設への改修については、今後の整備計画の策定の際に検討したいと思います。